

社会福祉法人江戸川豊生会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率及び取得期間を次の水準以上にする。
・男性社員 取得率を90%以上にする。平均取得期間を2週間以上にする。

<対策>

- 2025年 4月～

育児休業制度の運用について、管理職を対象に研修・会議等において周知徹底を図り実践しやすい環境作りに努める。

- 2026年 4月～

勤務時間短縮制度、子の看護等休暇制度など育児に関する諸制度について、研修及び会議などにより職員へ周知を行う。育休取得を希望する職員に柔軟に対応をできるように努める。

目標2：2030年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり平均月10時間以下とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 2026年 4月～ 管理職を対象に会議・研修等で意識改革を行う。
- 2026年 9月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施。